

**国分寺市立小学校給食調理業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領**
国分寺市立第四小学校・第八小学校給食調理業務委託

令和 8 年 8 月 26 日

国 分 寺 市

【事務局】

国分寺市教育委員会 教育部 学務課 保健給食係

住所：〒185-8501

東京都国分寺市泉町 2-2-18 市役所 2 階

電話：042-312-8656（ダイヤルイン）

FAX：042-312-8715

E-mail：gakumu@city.kokubunji.tokyo.jp

1 業務の概要

(1) 件名

国分寺市立第四小学校・第八小学校給食調理業務委託

(2) 事業目的

自校方式（各学校の調理施設で調理する方式）により実施する給食調理業務について、民間のノウハウを生かした様々な提案を取り入れ、より安全で安心な給食を安定的に提供するため、プロポーザル方式による選定を実施する。

(3) 業務内容

国分寺市（以下「市」という。）及び学校の指示に基づき、自校方式による小学校給食の調理業務等を行う。詳細は別添「仕様書」を参照。

(4) 契約期間

契約締結日の翌日から令和14年3月31日まで

(5) 履行期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで（5年間）

ただし、委託業務を継続することが適当でないと認められるときは、契約書に基づき、契約を解除することがある。

(6) 履行場所

市の指定する場所とする。指定場所は下記のとおりとする。

学校等	所在地
国分寺市立第四小学校	国分寺市西元町一丁目8番1号
国分寺市立第八小学校	国分寺市西町五丁目18番地

(7) 委託料上限額

428,546千円（消費税及び地方消費税を含む。）

【内訳】 令和8年度 0円
令和9年度 82,818千円
令和10年度 83,899千円
令和11年度 85,562千円

令和12年度 87,172千円

令和13年度 89,095千円

ただし、この金額は契約予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものであることに留意すること。また、提案は上記委託料上限額及び各年度の上限額を超えてはならない。

(8) 委託事業者の選定方法

公募型プロポーザル方式

2 プロポーザルの概要（スケジュール等）

(1) 事業者選定スケジュール（予定）

	項目	期間等
1	実施要領等の公表・配布	令和8年8月26日（水）から 令和8年9月10日（木）午後5時まで
2	質問受付	令和8年8月26日（水）から 令和8年9月1日（火）午後5時まで
3	質問回答	令和8年9月4日（金）
4	申込書・企画提案書等受付	令和8年8月26日（水）から 令和8年9月10日（木）午後5時まで
5	第一次審査（書類審査）	令和8年9月25日（金）
6	第一次審査結果通知	令和8年10月5日（月）
7	調理場等の現地確認	令和8年10月上旬から下旬
8	第二次審査（プレゼンテーション・ ヒアリング審査）	令和8年10月29日（木）
9	第二次審査結果通知	令和8年11月12日（木）
10	優先交渉権者との協議（提案内容を 踏まえた仕様書の最終調整）	令和8年11月27日（金）まで
11	契約締結	令和8年12月11日（金）

(2) 導入事業スケジュール（予定）

	項目	期間等
1	事業者との契約及び引継ぎ	契約締結日の翌日から 令和9年3月31日（水）まで

2	業務開始	令和9年4月1日（木）
3	教職員等への試食実施 （第四小学校・第八小学校）	令和9年4月（児童への給食提供前）
4	児童等への給食提供開始	令和9年4月8日（木）

3 公募方法

(1) 公募方法

国分寺市ホームページ及び東京電子自治体共同運営協議会の電子調達サービスシステム上で提案事業者の募集を公表する。

(2) 募集期間

令和8年8月26日（水）から令和8年9月10日（木）午後5時まで

4 参加資格

(1) 参加資格

本プロポーザルに参加する者は、以下の全ての要件を満たしている者とする。なお、同一事業者からの複数の企画提案書の提出は認めない。同一事業者から複数の企画提案書が提出された場合は、全ての提案を無効とする。

以下の要件を1つでも満たしていない場合は、審査しない。なお、企画提案書等一式の提出後に参加資格を満たさなくなった場合は、失格とする場合がある。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当していないこと。
- ② 国分寺市契約事務規則（昭和40年規則第5号）第35条（有資格者情報）の規定による資格審査サービスに登録されている者であること。
- ③ 企画提案書等の資料の提出時点で国分寺市競争入札等参加資格者指名停止措置基準（平成12年要綱第7号）に基づく指名停止処分を受けていないこと。
- ④ 客観的に明らかに経営不振の状態に陥ったと認められる下記ア～オのいずれにも該当しないこと。

ア 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更生手続開始の申立てがなされている。

イ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てがなされている。

ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている又は破産手続中である。

エ 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがなされている者。

オ 銀行取引停止処分がなされている。

⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は国分寺市暴力団排除条例（平成24年条例第21号）第2条に掲げる暴力団員等及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。

⑥ 法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税を完納していること。

⑦ 東京都内において、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校又は義務教育学校（前期課程）で、自校方式により、令和8年4月1日現在給食調理業務を受託中であり、かつ、令和4年度から令和8年度に給食調理業務を延べ10校以上受託した実績を有すること。

⑧ 令和6年度から令和8年度に、学校給食調理業務又は大量調理施設業務において食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定による営業の全部若しくは一部の禁止又は期間を定めた停止処分を受けていないこと。ただし、当該処分後の対応、改善策に関する書面等により、適正な食品衛生対応が確認できる場合を除く。

(2) 業務責任者等の要件

本件で配置を予定する業務責任者及び業務副責任者の要件は、次のとおりとする。

① 常勤の正社員であること。

② 調理師の資格を有すること。

③ 学校給食調理業務の経験を有すること。

5 参加申込

(1) 実施要領等の配布

国分寺市ホームページへの掲載

① 掲載期間

令和8年8月26日（水）から令和8年9月10日（木）午後5時まで

② 掲載場所

国分寺市役所ホームページ>産業・しごと>事業者のかたへ

>発注・入札

>プロポーザル方式による入札について【公表中の案件はこちら】

※給食実施状況や施設の詳細等は、希望する事業者に学務課窓口で、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで配布する。

(2) 提出書類

参加を希望する者は、次に掲げる書類について、指定された部数を提出期限までに提出すること。なお、提出書類に不備がある場合には、審査しないので留意すること。

■第一次審査書類として提出するもの

書類名称	様式	提出部数
企画提案参加申込書	様式第1号	正1部
企画提案書(※)	様式第3号	正1部、副12部
事業者概要	様式第4号	正1部
契約実績届出書	様式第5号	正1部
見積書	様式第7号	正1部
直近の法人事業税(地方法人特別税を含む。)の納税証明書	—	正1部
直近の法人税の納税証明書(その1)	—	正1部
直近の消費税及び地方消費税の納税証明書(その1)	—	正1部

※企画提案書の副本については事業者名を一切記載しないこと。

(3) 提出書類の留意事項

① 企画提案書(様式第3号)

企画提案書(様式第3号)を表紙とし、以下の項目立てに基づき作成すること。

【提案内容】

ア 学校給食の意義と食育活動

イ 業務の遂行能力(調理従事者の配置予定人数を含む。)

- ウ 監理体制
- エ 衛生管理
- オ 食物アレルギーへの対応
- カ 危機管理

【仕様】

- ・ A4版両面印刷 文字方向：横書き 用紙方向：縦使い
- ・ 文字サイズ：10.5ポイント以上（注意書きを除く。）
- ・ 表紙を除き4ページを限度とし、ページを付番、左綴じで製本すること。

② 契約実績届出書（様式第5号）

令和4年度から令和8年度までの間に、東京都内の小学校又は義務教育学校（前期課程）において、自校方式による給食調理業務を受託した全ての実績を記載すること。また、受託食数の大きい契約書（10校）の写し（受託食数のわかるものを添付すること。）を提出すること。

③ 見積書（様式第7号）

仕様書等（国分寺市ホームページに掲載の国分寺市委託契約約款を含む。）を基に積算し提出すること。ただし、委託料上限額及び各年度の上限額を超えてはならない。

(4) 提出上の留意事項

- ① 提出様式は、本実施要領が定める様式によるものとし、これに合致しないものは審査しない。
- ② 企画提案書を受け付けした後は、その追加及び修正は認めない。ただし、市が必要と認める場合は、追加の資料提出を求めることがある。
- ③ 著作権は、それぞれの提案者に帰属する。
- ④ 提出書類等は、選考に関する目的以外に使用しない。
- ⑤ 提出書類等は、選定の作業に必要な範囲で、複製することがある。
- ⑥ 企画提案書は、提出した参加者に了解を得たうえで、公表することがある。
- ⑦ 提出された提案書類等の返却は行わない。

(5) 提出場所（事務局）

〒185-8501 東京都国分寺市泉町 2-2-18 市役所 2階
教育委員会 教育部 学務課

(6) 提出期限

令和8年9月10日（木）午後5時まで

(7) 提出方法

郵送又は宅配便（上記受付期限までに必着）のみとし、持参によるものは受け付けない。

6 質問・回答

(1) 質問書の受付

本プロポーザルに関し質問がある場合は、質問書（様式第6号）により提出すること。電話での質問は受け付けない。

なお、実施要領に記載された事項又は質問受付期間外の質問は受け付けない。

(2) 提出方法

事務局へE-mailにより行うものとする。

E-mailの送信後に、送信した旨を事務局まで電話で連絡し到達確認を行うこと。

送付先アドレス	: gakumu@city.kokubunji.tokyo.jp
---------	--

到達確認先電話番号	: 042-312-8656
-----------	----------------

(3) 受付期間

令和8年8月26日（水）から令和8年9月1日（火）午後5時まで

(4) 回答方法

質問に対する回答は、令和8年9月4日（金）を目途に市ホームページに掲載する。なお、質問者の名称は、掲載しない。

国分寺市役所ホームページ＞産業・しごと＞事業者のかたへ
＞発注・入札

＞プロポーザル方式による入札について【公表中の案件はこちら】

7 審査方法及び選定結果の発表

(1) 審査選定方法

庁内に設置する「国分寺市立小学校給食調理業務委託業者選定審査会」（以下、「審査会」という。）において、学校給食への取組や業務遂行能力、衛生管理等を総合的に審査し、優先交渉権者及び次席交渉権者を選定する。

第一次審査として企画提案書等による書類審査、第二次審査として現在受託している調理場等の現地確認及びプレゼンテーション・ヒアリング審査を実施する。審査内容は、非公開とする。なお、プレゼンテーション・ヒアリング審査の実施日は令和8年10月29日（木）を予定しており、場所や時間については対象者に対し別途通知する。なお、参加者が1者の場合であっても、審査は実施する。

① 第一次審査

第一次審査では、参加者が提出した企画提案書等により、審査会の委員が評価する。なお、参加資格の要件を1つでも満たしていない場合は、審査しない。選定結果は、参加者全てに対して事務局から令和8年10月5日（月）（予定）に様式第8号で通知する。

ア 委員は、各参加者の評価を行い、評価点を算出する。

イ 参加者ごとに各委員の評価点の中から、最高点と最低点を付けた委員の評価点を除外し、他の委員の平均点を算出する。

ウ イで算出した平均点の最上位の者から第3位の者までを第一次審査通過事業者（第二次審査対象となる者）として選定する。ただし、当該平均点が配点の6割に満たない者は除外する。同点が複数いる場合は、評価項目「提案内容」の③業務の遂行能力の高い事業者を選定する。さらに、同点が複数いる場合は、審査会の決定によるものとする。

② 第二次審査

第二次審査では、現在受託している調理場等の現地確認及びプレゼンテーション・ヒアリング審査により、委員が評価する。なお、現地確認の実施が困難な場合は、プレゼンテーション・ヒアリング審査時に、現在受託している学校給食の提供体制について確認する。選定結果は、第

二次審査参加者全てに対して事務局から令和8年11月12日（木）（予定）に様式第9号で通知する。

ア 委員は、各参加者の評価を行い、評価点を算出する。

イ 参加者ごとに各委員の評価点の中から、最高点と最低点を付けた委員の評価点を除外し、他の委員の平均点を算出する。

ウ 参加者ごとに第一次審査の平均点（①イ）とイで算出した平均点を合計し、最高点を得ており、かつ、6割以上の評価点を得た1事業者を優先交渉権者として、また、次点となり、かつ、6割以上の評価点を得た1事業者を次席交渉権者として選定する。同点が複数いる場合は、評価項目「提案内容」の③業務の遂行能力の高い事業者を選定する。さらに、同点が複数いる場合は、審査会の決定によるものとする。

③ 審査結果に対する説明要求

優先交渉権者にならなかった者は、その理由について次のとおり書面（任意様式）により市に対し、説明を求めることができる。市は、説明を求められたときは、令和8年12月23日（水）までに理由説明書を通知する。

- ・ 受付期限 結果通知日の翌日から起算して7日以内（閉庁日を除く。）
- ・ 受付時間 午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで
- ・ 受付場所 事務局へ持参提出のこと。

(2) プレゼンテーション・ヒアリング審査

① 第一次審査通過者は企画提案書を基にプレゼンテーション（15分以内）を行い、委員がヒアリング（15分程度）を行う。

② 説明を行う者は、本業務を担当する営業所等の職員、配置を予定する業務責任者又は同等の経験・資格等を有する者を含めた4人以内（プレゼンテーションで使用するパソコン等の機器の準備及び操作をする者も含む。）とする。

③ プレゼンテーション当日の資料配布は認めない。

④ プレゼンテーションで使用するパソコン等の機器は、各自で用意するものとする。ただし、外部投影装置は事務局で用意したものを使用する。機器の準備に要する時間は、5分以内とする。

⑤ 説明を行う者は、常に事業者名が判明しないように留意し、事業者名が特定できるような表現の使用や被服、バッジ等を着用してはならない。

- ⑥ プレゼンテーション・ヒアリング審査は、企画提案書の受付順とし、同日同時刻に受け付けた場合は、事業者の五十音順とする。

(3) 失格事項

次に該当する者は、失格とする。

- ① 「4 参加資格」を満たしていない者
- ② 提出書類等において、本プロポーザルに関して虚偽の記載が判明した者
- ③ 第三者の著作権を侵害する提案をした者
- ④ 提出書類（正本は除く。）やプレゼンテーション等において、事業者名を判別できるようにした者
- ⑤ プレゼンテーションにおいて、指定された時刻に遅れた者
- ⑥ 委員又は事務局関係者と本プロポーザルに関し不正な接触を求めた者
- ⑦ 参加資格を満たさなくなった者
- ⑧ その他、審査会が不適格と認めた者

8 審査項目

【第一次審査】

評 価 項 目		評 価 の 観 点
事業者実績	① 学校給食調理業務の受託実績	・ 令和4年度から令和8年度学校給食調理業務の受託実績
提案内容	② 学校給食の意義と食育活動	・ 教育の一環としての学校給食の意義やその特性の理解度 ・ 食育活動の考え方
	③ 業務の遂行能力	・ 調理業務の遂行体制（作業や連絡等） ・ 人員配置の考え方 ・ 特別給食や従業員欠員時の要員補充 ・ 配置等運営の安定性
	④ 監理体制	・ 運営状況や従業員の管理チェック体制 ・ 引継ぎ態勢
	⑤ 衛生管理	・ 衛生管理の徹底 ・ 従業員への研修体制 ・ 調理員の健康管理体制
	⑥ 食物アレルギーへの	・ 食物アレルギー対応食の調理手順

	対応	
	⑦ 危機管理	・ 異物混入等への防止策 ・ 食中毒等問題発生時の緊急対応 ・ 地震等災害時の協力体制
価格評価	⑧ 見積価格	—

【第二次審査】

評 価 項 目		評 価 の 観 点
現地確認	①現地確認	調理現場における受託状況
プレゼンテーション・ヒアリング 審査	②当市の学校給食の理解度	当市で行っている学校給食への理解度
	③業務受託意欲	受託への熱意・意欲
	④企画提案の独自性	企画提案の独自性

9 その他

(1) 契約方法

① 優先交渉権者との契約の流れ

市は、優先交渉権者に選定された者と協議し、委託業務に係る仕様を確定させる。

② 契約交渉及び見積書の提出

市は、受託候補者に選定された者と契約交渉を行い、見積徴収を行う。

③ 合意に至らなかった場合

受託候補者と契約条件等で合意に至らなかった場合、本プロポーザル終了後に失格事項に該当することが判明した場合には、契約締結を行わないこととし、次席交渉権者と契約締結の交渉を行う。

④ その他

委託契約は、国分寺市契約事務規則の規定による。

(2) その他

① 審査結果についての異議申し立ては認めない。

② 市が提供した資料は、市の了解なく公表及び使用することはできない。

③ 申込書受付以降において、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに様式第2号により辞退の申し出を行うこと。

④ 本プロポーザルに要した一切の費用は、参加者の負担とする。